

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(□□に「29」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

申告書B第一表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

性別 女

職業 会社員

屋号・雅号

世帯主の氏名 関東 越郎

世帯主との続柄 妻

生年月日 3/36/08/04

電話番号 〇〇〇-△△△-XXXX

収入金額等 所得金額

パート収入は給与となりますので、この欄についても記載する必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「給与所得の源泉徴収票」から左のように転記できます。

収入金額等 所得金額

給与 700,000

所得金額 500,000

所得から差し引かれる金額

医療費控除 50,000

社会保険料控除 380,000

基礎控除 380,000

合計 380,000

所得金額 120,000

第三表⑨欄へ(16ページ)

第三表②⑤欄へ(16ページ)

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者の住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

職業 会社員

給与 700,000

所得控除後の金額 500,000

源泉徴収税額 0

所得金額 500,000

所得から差し引かれる金額 380,000

所得金額 120,000

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

事例2

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

収入金額等 所得金額

株式等の譲渡所得 370,000

所得金額 750,000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合

○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

- 2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合

○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

- 3 源泉徴収口座を申告する場合

○ 特定口座年間取引報告書

申告をする取引が一の特定口座のみの場合

「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額		3,700,000
その他の収入		
小計(①+②)		3,700,000
取得費(取得価額)		2,933,000
譲渡のための委託手数料		17,000
小計(③+④+⑤)		2,950,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)		
差引金額(③-⑦-⑧)		750,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)		
所得金額(⑨-⑩)		750,000
本年分差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		
繰越控除後の所得金額(※4)		750,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑤までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑥欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑥欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額は「一般株式等」から控除することはできません。

※3 ⑪欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑪欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑪欄の金額が同⑩欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降適用)

